

第三条 本会ハ本会綱領ノ精神ヲ以テ徹底スルニ目
的ナリ

第四条 本会ハ日本労働者同盟ニ加入ス

第二章 役員

第五条 本会ハ役員ハ労働者ナリト

第六条 本会ハ役員ハ労働者ニ限リテ理事會ノ要ス

第三章 役員

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 理事長一名 会計一名

副会長一名 理事三名 幹事三名 庶務一名

顧問若干名

第七条 会長ハ本会ヲ総理シ本会一切ノ責ニ任ズ

第八条 理事長ハ会長事務執行ニ任ズ之ヲ代理ス

第九条 理事ハ会長ヲ補佐シ本会重要事項ヲ

干与ス

第十条 幹事ハ各選挙区ヲ代表シ区内ノ事務ヲ

執行ス

第十一条 会計ハ本会一切ノ会計ヲ管理ス

第十二条 会計ハ本会ノ会計ヲ監督スルニ任ズ

第四章 機関

第十三条 本会ハ各選挙区ノ通下区ハ分ク

大会。役員會。理事會。

一、大会ハ毎年一回開催シ本会重要事項ヲ決ス